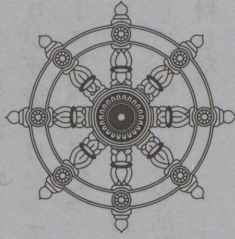


(加盟団体関係者の購読料については、負担金に含まれている。)



全 仏

仏暦2538年9月
(1995年)

NO. 411

阪神・淡路大震災 復興支援!!



仮設住宅で法話会
蓮華院誕生寺国際協力協会が須磨区竜が台仮設住宅で
行った法話会の模様。この日の法話は佐賀県から駆け
つけた坂井啄菐師が担当した。関連記事2～3頁。

財団法人 **全日本仏教会**

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

阪神・淡路大震災

復興支援活動りポート

大震災から半年以上が経って、被災地では「鉄道各社が全線開通して、市民生活に活気が出てきた」という声が聞かれる。一方でいまだ一月十七日の崩壊したままの姿をさらす家屋や、黒焦げのビルがあちらこちらに見られるのも事実である。仮設住宅の一室でお年寄りが死後数日たって発見されるというニュースも報じられた。

本誌は、被災した方々の復興への努力を応援して、いろいろな活動をしている諸団体を取材した。

★ ☆ ★
曹洞宗国際ボランティア会 (SVA)

SVAは震災発生直後から、現地にスタッフやボランティアを派遣し、緊急救援・復興支援活動を展開してきたが、八月二日に事務所を移転(長田区御蔵通)し、社会的弱者に目を向けた活動に取り組んでいる。

現在の具体的なプロジェクトは、①市営住宅の訪問。これは精神的ダメージを受けた高齢者を訪問し、話相手になろうという活動である。②仮設住宅訪問。兵庫・長田両区の高

齢者世帯・母子家庭・障害者世帯など七カ所六一〇世帯を訪問し、精神的ケアや地元ボランティアへの引き継ぎ準備などを行っている。③兵庫・長田両区のボランティアセンターへの協力。④地域自立支援。イベントの開催や他団体と共同で障害者・在日外国人への支援。⑤国内緊急救援活動のガイドライン作り。検証・提案を行うための活動記録の編集。

十月一日には、SVAの本拠地、タイ東北部から舞踏音楽団を招いて神戸市内(会場未定)で公演をする予定で、神戸の人たちは今から楽しみにしているそうだ。

同事務所の喜多村慎子さんは「他の支援グループとの連絡協議会や、行政の方にも参加いただいて勉強会などもやっています。また、神戸で活動しながら日本が見えてくる、日本を見ながらアジアを考えていこう、というスタンスで活動が続けていきたいと思っています。」と締めくくった。

たんぼの家

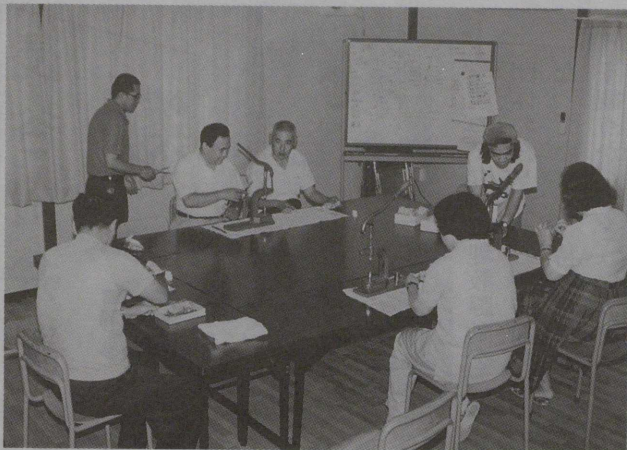
六月のある日、アユス仏教国際協力ネットワークから、全仏の事務所に「大震災に被災した障害者の人たちの生活を立て直そうと

しているグループがあるんです。役所の認可を受けていない小規模な共同作業所を復旧しようとしているんですが、全仏でもバックアップしていただけないか」とのSOSが入った。

このグループというのが、奈良に本部がある財団法人たんぼの家である。現地スタッフの久保田浩史氏は「一月二十日から神戸に入って、当初は被災した障害者の家を一軒一軒訪ねて、福祉事務所や区役所との連絡などの活動をしていましたが、四月からは神戸や尼崎の全壊・全焼した二十カ所の共同作業所を巡回ケアしています。最近ようやく再開にこぎつけたところがほとんどで、この先どうしていくかが課題です。」と語る。

記者(西村)は、久保田氏のご案内で、御影倶楽部共同作業所(灘区都通)を取材させていただき、所長の大橋望氏と指導員の西川良一氏に話を伺った。「うちの作業所は、震災前は東灘区で古い木造の一軒家を借りて、二十人くらいが通いながら、菓子箱折りなどの軽作業をしていたんです。それが震災で、建物は全壊して備品も全部失いました。」

ここのメンバーは精神障害の人達なんです。一般の避難所ではなかなかリラックスできませんから、地震から一カ月後に、近くの住吉川の河原に集まったんです。その後も週



作業所で作業のみなさん
御影倶楽部共同作業所に励む通所者

一回は集まるようにしました。
七月に入って市の社会福祉協議会の関係でこのようなプレハブを建てていただき、ようやく作業を再開するまでに至ったというところ。遠方の仮設住宅に入られた人や、いつの間にか来なくなってしまった人もいますが、生活のメリハリや生きがいを求めて、十数人が通所してきています。

しかし、業者さんの多くが被災されてしまつて、ほとんど仕事がないのです。一番の不安は、数年後には立ち退かなければならないことです。用地の確保とかどうしていいかわ



プレハブで蘇った菅原商店街

かりません。大きな問題が山積みですよ。」
これから、被災地は急ピッチで本格的な復興が進むであろう。が、そのペースとは異なるサイクルで生きている社会的弱者の、人権や生活の安定や幸福を、行政や市民がどう考えていくのか、また仏教者はどのように取り組んでいけるのかを、常に心がけていかなければ、本当の復興にはなり得ないと思う。
蓮華院誕生寺国際協力協会

同会は本誌六月号でもお伝えしたNGOであるが、大震災では一月から三月にかけて須磨区を中心に緊急救援活動を行ってきた。そ

の後、被災地より精神的ケアを望む声が、熊本の同会にも寄せられ、綿密な事前調査を行つたうえで、七月中旬より須磨区名谷公園内の仮設住宅の一角にプレハブを建て、そこに寝起きしながら支援活動を展開している。

事務局長の川原光祐師によると、「仏教とすることを強調しすぎると、抵抗を感じる人もいらつしやるでしょうから、アルティック須磨ボランティアという看板を出して活動しています。」と、ご苦労の一端を語られる。

活動内容は、①戸別訪問による安否の確認や話相手になること。②仮設住宅内の自治会をつくるお手伝い。③地域住民との交流の場や機会を設けること。④住宅設備の改善。⑤茶話会・法話会などを企画して潤いのある生活を演出する。⑥生活情報を伝えるミニコミ紙『須磨居留』の発行。⑦保健所や福祉事務所への繋ぎや行政手続きのお手伝い、など通常の生活ならばごく当たり前のことばかりである。また、須磨区内の支援団体協議会の事務局機能も担っている。

川原師は「今度は長期戦で半年くらいここで活動するつもりですが、仮設住宅の中で孤独死する人を一人たりとも出さたくないんです。そう思つて、神戸の各宗派のお寺さんとも協力してやっていきたいと思つています。」と、決意と抱負を語られた。

長谷川弁護士インタビュー

宗教法人制度を考える



オウム真理教事件をきっかけに、宗教法人の在り方が、厳しく問われている。一部には「宗教法人法」の改正を予想する声さえ聞こえる。そこで、本会顧問弁護士の長谷川正浩先生に、何が問題となっているのか、現況をお聞きした。

(聞き手 社会部長・野生司祐宏)

——一連のオウム真理教騒動を巡って、宗教団体の在り方が、各方面で議論の対象になっていきます。特に「宗教の自由」という観点から、どういうところに問題があるか、お考えでしょうか。

これまで、「宗教の自由」に係わる問題といえば、例えば、靖国神社国家護持の問題とか、各地の護国神社への参拝の問題など、国家と宗教の関係がどうあるべきか、という議論でした。しかし、今、問題となっているのは、少し次元を異にしています。それは、信者対教団あるいは一般大衆対教団という問題です。高額なお布施を強要するとか、意志に反して信者を拘束するとか、オウム事件以前にも、霊感商法とか霊視商法が問題になりました。信者をマインド・コントロールした

り、一般大衆に対しても、普通の壺を法外な値段で売りつけたり、多額の献金をさせたりする教団の存在が報じられてきました。

——オウム真理教事件をきっかけに、現行の宗教法人制度の在り方について、一部の識者から、批判的な見解が表されています。その中に宗教法人の所轄庁に係わる問題点を指摘される方もいますが…。

これは、全国的あるいは複数の都道府県にまたがって活動する宗教法人については、単位法人であっても文部省(文化庁宗務課)の所轄か、あるいは活動しているそれぞれの都道府県で所轄すべきだ、という主張でしょう。こうした考え方の背景には、所轄庁による監督権を強めれば、オウムのような宗教団体の犯罪は防げる、という期待感があると思いま

す。しかし、現実に、今の文化庁宗務課の人員また各県の担当者だけでやりきれぬだろうか、という問題があります。本当に監督権を強化するのだったら、相当の増員が必要となるでしょう。さらに、そうした監督権強化が果たしてよいか、という問題が出てきます。

——現行の制度では、宗教団体が、一度、宗教法人の認証を受けると、規則の変更や代表役員の交替以外は、どこへも活動を報告したりする必要がありません。これについても、いろいろな意見があるようですが。

例えば所轄庁へ、活動内容を報告するよう義務づけるなどということは、宗教統制につながると思いますので、私は反対です。大体、今の所轄庁の人員では、全ての宗教法人を調査することなど、とても出来ません。仮に報告義務を課しても、心理的なプレッシャーをかけるという効果以上のものはないでしょう。

——宗教法人は、自主的に例えば経理内容などを、ある程度は公開すべきだ、という意見については、いかがでしょうか。

全国十八万数千の宗教法人のうち、約十六万は、寺と神社です。経理公開をおっしゃる方々が、そうした寺や神社の実情をどれほど把握しているかは疑問です。こうした意見の背景には、この度のオウム事件や霊感商法・霊視商法を

行うような例外的な宗教団体の存在があると思えます。しかし、ほとんどの仏教寺院がそうであるような、小規模法人においては、敢えて公開しなくても、檀信徒には大体、寺の経済状態はわかつてはいるはずで、一方、包括宗教法人である各宗派の経理は、既に宗議会などを通して、事実上、公開されています。

— いろいろな事件を起こした宗教団体に對しては、法的にも厳く対処すべきだという声が強いです。

法人格を取得した宗教団体であっても、問題を起こしたら、もっと簡単に認証を取り消せるようにすべきだと思います。宗教法人に名を借りた営利団体やテロ集団に対しては、裁判所への解散申請を、もっと出し易いようにすべきでしょう。これまでは、解散申請の例があまりにも少なすぎました。別に「宗教法人法」を改正しなくても、八十一条をきちんと解釈すれば可能です。

— 宗教団体を法的にどう位置づけるか、憲法との係わりもあって、いろいろ難しいと思います。こうした点について、どんなご見解をお持ちでしょうか。

私は宗教団体が自立自浄し易いような組織形態を、法律が保証する、という観点が大変だと考えます。そうした時に、大変参考になるのが、伝統仏教教団の組織形態です。伝統

仏教の各宗派は、何百年も続いてきた本山・末寺という関係に基づいて包括・被包括制度をとっています。これは、一つひとつの寺院が独立した宗教団体として法人化されている、そうした小さな単位宗教法人を全国的に包括しているのが、包括宗教法人というわけです。

そして、この大きな包括法人を運営するに当たっては、単位法人やそれを構成する教師・信者の意志が、何らかの形で反映出来るような仕組みが作られている。その代表例が宗議会です。多くの場合、包括法人の代表役員は議会の意志で選ばれます。こうした制度で、構成員である単位宗教法人の意向が反映されるよう保証されているわけです。

宗教法人法(抄)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

第五条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

この形態では、仮にどこかの教団に包括されている寺院が、霊視商法などを行おうとしても、相互監視システムが作用して、まず出ないでしょう。過去にも、そんな例は全くありませんでした。今、いろいろと問題が指摘されているような巨大新宗教教団も、各地の支部や道場が、それぞれ独立した宗教法人であれば、個々の法人の活動が自由になり、経済規模も分散して比較的小さいものになる。教団指導者といえどもそんなに無茶は出来なくなるでしょう。私は、今日起こっているような、宗教団体を巡るさまざまな問題は、伝統仏教教団をモデルにしたような組織形態をつくれれば、ほとんど解決すると思っています。

2 他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。(後略)

こんにちはNGO

日本・フィリピン
ボランティア協会

会長 網代正孝師(56歳)

シリーズ第六回は「日本・フィリピンボランティア協会」の会長をつとめる網代正孝師をご紹介します。師は東京都調布市の浄土真宗本願寺派・延浄寺の住職であるが、一年の四分の一はフィリピンに通われている行動派住職であり、この日も訪比前日のお忙しい中、取材に応じていただいた。

活動の発端をお聞かせください。

網代 意外と知られていないことですが、フィリピンには今世紀の初めから、日本人が移民しているのです。最盛期には数万人以上いたといわれています。この人たちとフィリピ

ンの女性が結婚して日系二世が生まれます。

ところが、第二次世界大戦で五十六万八千人の日本人がフィリピンで亡くなりましたが、現地の人は百十万人以上が犠牲になっているのです。戦後、残された日系人は、自分が日系人であることを隠し、山奥へ逃れ貧困のどん底で生き延びます。そういう人達が南部のダバオ市周辺などに八千人もいたのです。

それが、今から十五年くらい前から、終戦時に日本へ帰って来た人達が、フィリピンへお墓参りに行くようになりました。そのメンバーで私の知人が「お経のテープを持って行きたい」というので、「それでは私が行きましょう」ということになって、一九八五年から毎年行くようになったのです。

どのような活動をされていますか。

網代 フィリピンでは一九六〇～七〇年代にかけて木材を乱伐して、どんどん日本へ輸出したため、山が荒れています。そこでカセドという現地の市民団体と協力して、山地の小学校の子供達が毎月一本の木を植えるという植林活動を進めています。ところが、この子供達の多くが栄養失調なので、植林の後におかゆの給食を食べさせたりしています。

そうこうしているうちに、子供達に結核やトラコーマとか皮膚病などの感染症が多い、回虫がいるということがわかってきました。

そこで巡回医療活動を始めたり、去年からは地域医療福祉センターや学校保健室をつくる活動をしています。これですす予防ができる、それから軽いうちに対処できるわけです。

それから日系人会が運営する日本語学校や小学校・職業訓練校などへの支援、教育里親制度ですね。これは日系人だけを援助しようということではなくて、フィリピン社会の一員として地域全体の発展に貢献するリーダーを育てようという活動をしているのです。

また文化活動としてリコーダー(縦笛)の提供があります。日本の小学校では音楽の授業でリコーダーを習いますが、そのまま家庭に眠っているリコーダー六千本を集めまして、現地へ持っていったんです。そうしたら、これが大当たりしまして、フィリピン各地の音楽教育に役立っているわけです。

仏教とNGOの関係についてはどのようなお考えですか。

網代 お寺は普通のサラリーマンの方に比べて、時間的にも余裕があるでしょうし、檀家さんを通しての啓蒙活動もできると思うんです。ですから、海外の活動に限らず、障害者問題とか、高齢化社会への取り組みとか、ボランティア活動の機会はたくさんあります。

それに、私達は「フィリピンの人達に援助してあげる」なんていう気持ちは微塵もな



子供達に慕われる網代正孝師

いんです。むしろ、この活動を通して私達の人生も豊かになるし、なにしろ感動体験がいっぱいですよ！

本派のお寺さんや、地域の他宗派のお寺さんにも参加いただいています。たとえば、この近くにある天台宗の深大寺さんにご協力いただいて、パナイ島のイロイロという所に水田を買ったのです。ここでとれるお米を売って、その収益で子供達の学費や日本語学校の費用を捻出しようという計画なのです。

ただし、NGO活動というのはいつまでも支援を続けていっては大めなんです。フィリピンの人達とともに考え、ともに汗を流して、その活動を通じて人材の育成をしていく、とやうって地域や国が良くなっていくのだ、と



同会が建設した地域医療センター

—— というのが、私達のボランティア活動です。

—— **これからの計画をお聞かせください。**

網代 日本はこれから高齢化がますます進みますが、問題は介護できる人がいないということ。私も経験がありますが、家族で介護するということは、実は大変なんです。家族の方が参ってしまふ。かといって安心できる施設に入るには高い費用がかかります。

ところがフィリピンは若い人がたくさんいるのに、経済面で遅れているわけです。そこで、日本の年金をもらっているお年寄りが、フィリピンの若い人に面倒をみてもらえば一石二鳥なのです。もし一〜二カ月でも、時候の良いときに転地療養のつもりでフィリピンへ行かれれば、その間ご家族の方がどんなに

かりフレッシュされることでしょう。

もちろん、それには快適に過ごせるコンドミニアムを建てなければなりません。フィリピンの若い人に日本語と介護の技術を学んでもらわなければなりません。すでに数年前から、看護婦さんや優秀な生徒を日本に招いて、一〜二年間、老人ホームで介護の勉強や、産婦人科の医院で助産婦の研修をしてもらっています。現地でも前述のダバオに近いトリル市に、ヘルパー養成学校を開校しました。

コンドミニアム建設の具体的な計画もあるのですが、ここをボランティア活動の拠点にしたいのです。元気なお年寄りが、フィリピンの若者に、ご自分の持っている技術や知識を教えるというのはどうですか。フィリピンの若者は素直ですし、経済が遅れているぶん、教え甲斐がありますよ。これが実現すれば、日本の高齢化問題も解決するし、フィリピンの経済も活性化するわけです。

正会員 年会費 一〇、〇〇〇円
 賛助会員 年会費 一〇、〇〇〇円以上
 他に八種類の「活動分野別スポンサー」の制度があります。

郵便振替 〇〇一八〇一三三七〇九八七七
 日本・フィリピン ボランティア協会
 事務局・東京都調布市西つじヶ丘二一三〇一

都道府県仏教会 代表者会議

さる六月十九日午後一時から、東京の真言宗豊山派宗務所を会場に、本年度の都道府県仏教会代表者会議が開催された。三帰依文唱和ののち、白幡事務総長挨拶、出席者自己紹介につづいて、新潟県仏教会会長の中村啓識師を座長に選出し、議事に入った。

一、阪神・淡路大震災について

伊東同和推進部長と鷲尾財務部長が、現在までの仏教界の取り組み等について説明した。

二、国政選挙における候補者推薦基準について

野生司社会部長が、最近の政治情勢と候補者推薦基準について説明した。

三、ルンビニー園マヤ堂修復事業について

石川国際文化部長が現況と今後の見通しについて説明し、勧募活動へのさらなる協力を要請した。

四、第三十六回全日本仏教徒会議について

開催県である埼玉県佛教会の森山達夫氏より説明があった。

いずれの議題についても、出席者からさまざまな質問や意見・要望が活発に出された。

事務局録事

七月一日

四日 宗教者平和の祈り委員会出席

五日 局内会議

七日 文化庁勉強会出席

八日 西山浄土三派教学研修会出席

十日 「日宗連」税制特別委員会出席

十一日 全仏大会打ち合わせ

十八日 「日宗連」理事会

十九日 局内会議

二十四日 宗教サミット準備会出席

二十七日 文化庁との懇談会

法律相談室

三十一日 同和委員会

全仏大会打ち合わせ

八月一日

二日 局内会議

三日 「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を総理大臣へ提出

四日 宗教サミット八周年の集い参列

十日 法律相談室

十五日 千鳥ヶ淵平和祈願法要参列

二十一日 局内会議

二十三～二十六日 第二十六回部落解放夏期講座出席

二十四日 「日宗連」幹事会出席

二十九日 法律相談室
同和委員会

哀 悼

遠藤 日護師（元全仏常務理事）

七月十三日、七十八歳で遷化

元日蓮宗宗務総長

仏旗バツ子

2×4.5寸 500円

法輪バツ子

直径1寸 1000円

お申し込みは・・・

全日本仏教会
財 務 部

阪神・淡路大震災
義 援 金 受 付 中

本会では義援金の勧募を行っております。

左記の郵便振替口座へお振り込み下さい。

〇〇一三〇一六一三七六〇〇

全 日 本 仏 教 会